

「Hi-NODE SPACE」

撮影使用規則

目 次

1. ご使用にあたって
2. 使用方法
3. 撮影スペースの概要
4. 撮影使用における注意事項
5. 撮影使用者の責務
6. 禁止事項
7. 問合せ先

1.責任の所在

- ・撮影の実施によって、当施設及び近隣が損害を受けた場合の損失補償を含め、一切の責任は使用者が負うものとします。

2.撮影の実施権

- ・撮影の実施可否の最終決定権は当施設が保有し、審査の結果、撮影をお断りすることがあります。また、その理由を明示する義務は負いません。
- ・実施の可否について審査を受けてください。
- ・撮影の際は、当施設のブランドイメージに合致するものとします。
- ・法令等の新設、改廃、そのほかの事情の変化によって使用者の了承を得ることなく、本基準の規則を予告なく変更することがあります。

3.管理責任

- ・撮影使用期間中において発生した事故については、使用者自身のみならず関係業者等の行為であってもすべて使用者に責任を負って頂きますので、事故防止には万全を期してください。
- ・撮影時の警備、搬入出警備については、使用者の責任において警備会社へ委託するか警備担当員を配置し、交通整理・場内整理、盗難・火災・事故等の防止に努めてください。

4.免責及び損害賠償

- ・撮影使用期間中に当施設において生じた盗難・破損等すべての事故ついて、当方は一切の責任を負いません。
- ・撮影使用期間中に当施設及び、その設備・備品を損傷または紛失した場合は、使用者にその損害額を賠償していただきます。
- ・撮影使用期間中に使用者が当施設内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品については、使用者個人の責任において管理し、当方はその損害を賠償しません。

5.原状回復と清掃管理

- ・使用施設の現状回復と清掃は使用者側にて行っていただき、終了後に当方が点検をいたします。
- ・なお、撮影に伴う特別清掃が必要な場合は、当方指定業者をご利用ください。
- ・使用者が原状回復を行わない、または原状回復に不足がある場合は、原状回復にかかった費用を請求いたします。また、使用者が原状回復義務を履行しないことにより当方に損害が生じた場合は、その賠償を使用者に請求いたします。

6.使用の制限

- ・本規則「4. 撮影使用に関する注意事項」の違反、及び「6. 禁止事項」に該当する場合は、貸出をお断りします。また、審査後、撮影使用中であっても予約の解除、撮影使用の中止をさせていただきます場合があります。その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合であっても、当方は一切の責任を負いません。

1.お問い合わせからご契約成立まで

- ・お申込に際し、撮影の目的、内容等を企画書等にてご明示ください。目的や内容のほか、当施設の利用状況によりましては、ご使用をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・仮予約は受け付けてはおりません。
- ・お申込の受付は、使用月の6か月前の1日から使用日の10営業日前までとします。
- ・提出された企画書等をもとに審査を行い、審査が通った場合のみ当方から所定の「使用申込書」を送付いたします。
- ・「使用申込書」に必要事項をご記入の上、撮影の詳細情報(搬入物、施工物、人数、音等)と一緒にご提出(返送)ください。審査後、承認となれば契約成立となります。契約成立までは、当方の事情により申込をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ・使用申込書送付から5日以内にご返送頂けない場合はキャンセルとさせていただきます。

2.撮影使用料のお支払いについて

- ・撮影使用料は、契約後成立後、請求書を発行いたします。指定の期日までにお支払いください。

3.キャンセルについて

- ・契約後、使用者側の都合により申込を取り消される場合「キャンセル申請書」をご提出ください。
- ・キャンセル料は以下の通りです。
 - ①撮影開始日の7日前まで：撮影使用料の50%相当額
 - ②撮影開始日の7日前から：撮影使用料の全額
- ・キャンセル申請書をご提出時に実費が発生している場合は、キャンセル料とは別にお支払いいただきます。

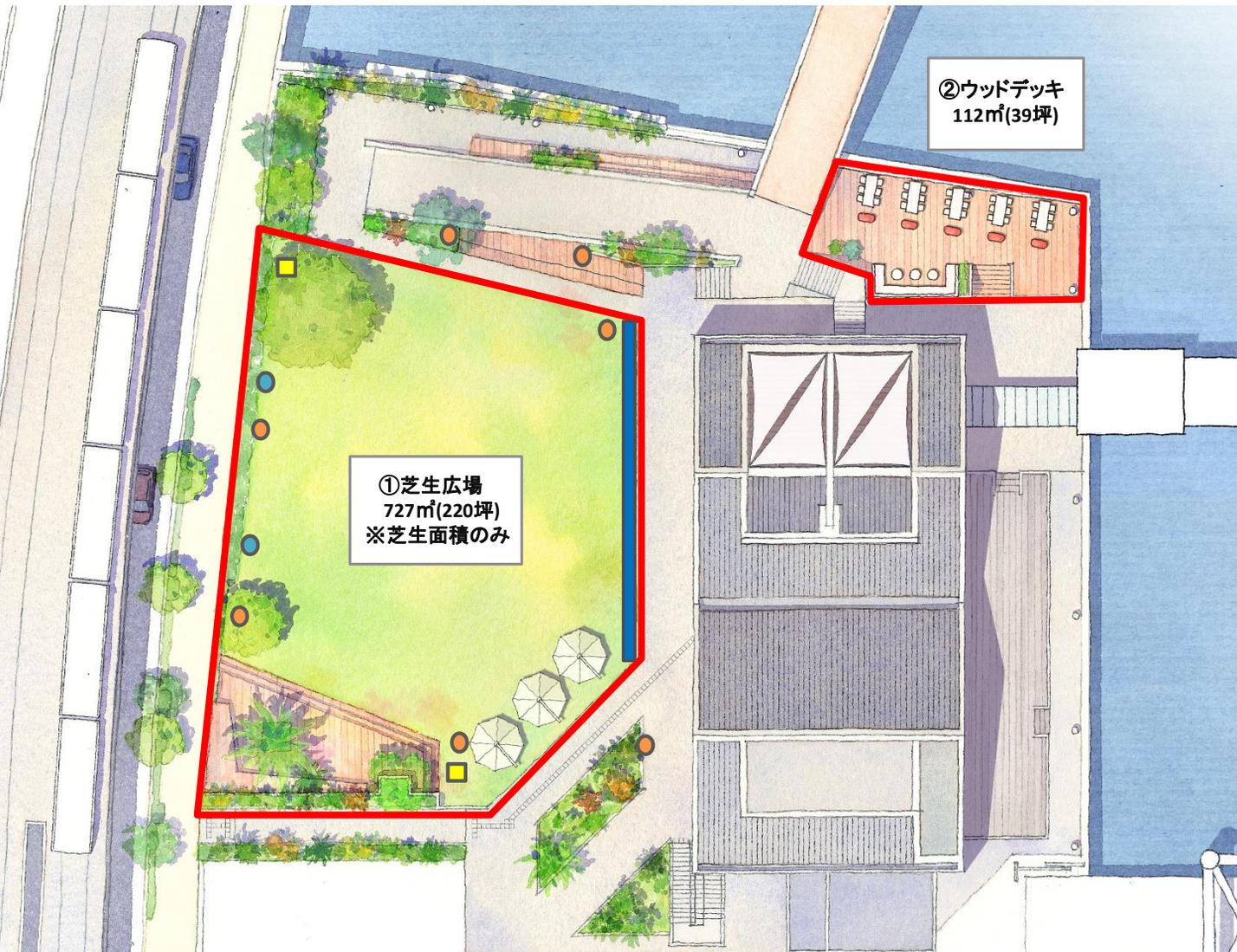
4.撮影前の打ち合わせ

- ・撮影する場所、撮影計画等の打ち合わせを行います。
- ・撮影計画書等の最終版については、必ずご提出ください。
- ・大規模な撮影については、お早めにご相談ください。調整が間に合わないと判断した場合はお断りする場合がございます。
 - ※当施設のSPACE以外でも合わせて撮影をする場合
 - ※SPACEを連日にわたり撮影する場合 等

5.関係諸官庁への届出

- ・撮影の内容により、必要時応じて、関係諸官庁にご相談のうえ、必要な手続き・届出を行ってください。なお、上記届出書類については、予め確認いたしますので、各1部ご提出していただきます。また許可取得後、その許可された諸届出のコピーを1部ご提出ください。
 - ①港区みなと保健所 TEL：03-6400-0050
 - ②芝消防署 TEL：03-3431-0119
 - ③三田警察署 TEL：03-3454-0110

1. 撮影可能エリア



- ・ 撮影可能時間（全日）：8：00～23：00
※搬入搬出の時間も含まれます。※※音出し可能時間：9：00～21：00
- ・ 他の施設の利用状況、営業時間に応じて、撮影できない時間帯が発生する場合があります。
- ・ ①②以外のスペースは東京都港湾局管理区域のため撮影については港湾局へ直接お問い合わせください。
- ・ 飲食店での撮影については各店舗へ直接お問い合わせください。

2. 撮影使用料

- ・ 別途お問い合わせください。

1.会場全体

- ・事前に許可された場所以外の撮影はできません。
- ・日の出桟橋、ふ頭を利用する方々の妨げとなるような行為をしないでください。
- ・撮影中の観客や通行者等の整理及び安全確保は使用者の責任で行ってください。
- ・来場者の導線に配線を行う場合は、配線ガード等を使用するほか、来場者が躓かないよう養生等十分な安全対策を行ってください。
- ・搬入・搬出時は、来場者、通行人等の安全確保のため警備員またはスタッフを配置してください。
- ・リハーサルを含め、音の出る撮影は決められた時間内をお願いします。（9：00～21：00）
- ・関係者用の駐車場はございません。近隣の駐車場をご利用ください。
- ・施設内、敷地内に衣装等の着替えの場所はございません。
- ・トイレは、使用者、関係者とも客船待合所のトイレをご使用いただけます。
- ・旅客待合所の開館時間：9：30～22：00（平日）/9：30～17：30（休日）
- ・当施設は、裸火の使用は認められておりません。
- ・喫煙は決められた場所をお願いします。
- ・撮影により発生したゴミは全て必ずお持ち帰り下さい。
- ・本規則、当施設管理者及び当方の指示・注意・指導には必ず従ってください。

2.人工芝エリア

- ・以下のような場合は、人工芝の損傷のおそれがありますので、必ず養生をしてください。
 - ①車両の乗り入れ、展示
 - ②重量のある造形物や設備の設置、展示
 - ③テントの設置
 - ④芝面に先がとがった設置が必要となるもの
 - ⑤そのほか、人工芝の損傷が考えられるもの（事前にご相談ください）
- ・飲食物等こぼされた場合は、カビ等の原因になりますので、必ずふき取り清掃を行ってください。

3.その他

- ・関係諸官庁から中止命令が出た場合は、いかなる状況でも中止となります。
- ・行政により警戒宣言が発令された場合は、いかなる状況でも中止となります。
- ・映画・テレビドラマ等の映像制作でご使用する際は、可能な範囲でクレジット表記をお願いいたします。例「撮影協力：Hi-NODE」
- ・当施設で撮影された映像/画像の放送もしくは掲載等が決定した場合は、当方にお知らせください。

- ・撮影使用者は、安全をすべてに優先させ、安全への配慮をお願いします。会場運営上、安全が損なわれる場合は当方より撮影使用者に警備員もしくはスタッフの配置を要請する場合があります。
- ・撮影使用者は、当規則及び関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等関係者・来場者等に対しても遵守させてください。また、すべての使用時間において、周辺の路上での車両駐車を禁止いたします。
- ・撮影使用者は、当方と連絡調整を図りながら、当施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を行ってください。
- ・当施設及び当方が警備及び誘導體制について、協議が必要と判断した場合には、撮影使用者は事前に当方と協議した上で、当方の指示に従ってください。この場合、警備、来街者の整理・誘導等は撮影使用者の責任と負担において使用者が行ってください。
- ・不測の災害や事故に備え、撮影使用者は、当施設を利用される前に避難誘導方法、連絡体制、消防設備等を確認するとともに、撮影関係者に対して周知徹底してください。
- ・使用後、原状回復と清掃は撮影使用者側にて行ってください。使用終了時に当方が点検をし、原状回復されていない箇所がある場合には、別途原状回復費を請求いたします。また、当方に原状回復義務を履行しないことにより損害が生じた場合は、その賠償を撮影使用者に請求いたします。
- ・当施設のご使用に際して必要な法令に定められた消防・警察・保健所等諸官庁への届出及び許可申請は、使用者の責任において行ってください。
- ・近隣等から苦情等が出た場合は、やむを得ず中止等の対応していただく場合があります。
- ・使用期間中、責任者は必ず会場内に駐在し、当方と相互連絡のとれる状態を保ってください。
- ・当施設及び当方の指示、注意、指導については従ってください。
- ・当規則、当施設の管理者及び当方の指示・注意・指導に従ってください。
- ・使用期間中に発生したごみ等は全て使用者が責任をもってお持ち帰りください。
- ・撮影終了後、当施設で撮影された映像/画像の放送もしくは掲載等が決定した場合は、当方にお知らせください。

- ・撮影の実施により、当施設を利用する他の来場者のご迷惑となる恐れのあるもの
- ・撮影の実施により、当施設及び周辺に混乱または危険が生じ恐れのあるもの
- ・当施設及びその周辺のイメージを損なうもの
- ・撮影の実施により、当施設・設備等を汚損、破損させる恐れのあるもの
- ・「撮影申請書」等の記載を偽る、または実際の撮影と打ち合わせの内容、撮影計画表と大きく異なること
- ・当撮影使用の権利を他に転貸・譲渡すること
- ・撮影の実施により、当施設の原状回復が困難となる恐れのあるもの
（建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ち等）
- ・当施設及び当方が不利益を被る恐れのあるもの
- ・当施設及び当方の社会的評価、当施設の品位を低下させると思われるもの
- ・法令又は公序良俗に反するもの
- ・関係諸法規に違反、またはその恐れがあるもの
- ・人種、民族、身分・地位、地域、職業、性別、病気・障害等について差別するものや、プライバシーの侵害、セクシャルハラスメント等、人権を侵害する恐れのあるもの
- ・他者の名誉を棄損、あるいは中傷・誹謗する恐れのあるもの
- ・信用棄損、業務妨害等の恐れのあるもの
- ・反社会的、非道徳的な内容で社会秩序を乱す恐れのあるもの
- ・反社会的勢力の活動を助長し、また反社会的勢力の運営に資する恐れのあるもの
- ・詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- ・非科学的、または迷信に類するもので、来場者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ・青少年の健全な育成を妨げる恐れのあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの
- ・投機、射幸心等を著しくあおる恐れのあるもの
- ・公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するもの
- ・署名、勧誘、キャッチセールス等を行うもの
- ・政治・宗教活動等に関係すること
- ・裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると当方が判断するもの
- ・悪臭、ガス、煙等を発散する恐れのある物品を持ちこむこと
- ・火気の使用（火気厳禁）
- ・火気の原因となる発火もしくは引火しやすいもの、または爆発の恐れのある物品を持ち込むこと

7. 問い合わせ先

Hi-NODE TOKYO HiNODE PiER SPACE お問い合わせ窓口
エリアワークス株式会社
・メール：hi-node.space@areaworks.jp